

消防計画作成上の注意事項

備北地区消防組合消防本部

【共通事項】

- 1 この消防計画の作成例を使用する場合、次のことに注意してください。
 - (1) 下線が引いてある箇所は必ず実態に合うように記入してください。
 - (2) 末尾に★マークがついている場合は、該当する箇所が無ければ削除してください。
 - (3) 広域避難場所等の記入については三次市及び庄原市のホームページへ掲載されていますので、参考にしてください。
 - (4) この計画は一般的な規模、用途形態を想定していますので、事業所の営業形態及び組織、建物構造、消防用設備等の設置状況などの実態を考慮して作成してください。
- 2 消防計画の作成例として、「標準」、「共同住宅」、「工事中の消防計画」、「全体についての消防計画」を載せています。

大規模な事業所にあっては更に詳しい消防計画が必要となりますので、事業所の実態を十分に踏まえて作成してください。
- 3 避難経路図を必ず添付してください。

【共同住宅】

一般的な共同住宅の作成例です。

次に該当するものは、施設の実態が一般的な共同住宅とは異なるため、この作成例は使用できません。施設の実態を十分に踏まえた消防計画を作成してください。

- (1) 高齢者専用住宅（シルバーマンション）等の施設
- (2) ウィークリーマンション等の施設
- (3) 共同住宅の一部に小規模社会福祉施設等がある施設

【工事中の消防計画】

以下に該当するものは届出が必要となります。

なお、消防計画を作成する時は、管理権原者と工事関係者による十分な協議を行った上で作成してください。

- (1) 新築工事中の防火対象物の消防計画

外壁及び床又は屋根を有する部分が次のア、イ、ウに定める規模以上である建築物であって、電気工事等の工事中的のもののうち収容人員が 50 人以上のもの

ア 地階を除く階数が 11 以上で、かつ、延べ面積が 10,000 m²以上

イ 延べ面積が 50,000 m²以上

ウ 地階の床面積の合計が 5,000 m²以上

- (2) 既存防火対象物の工事中の消防計画

次に掲げる工事を行う場合は、工事中の消防計画の様式を使用し、工事の実態を踏まえて作成する必要があります。

- ア 建築基準法第7条の6に基づき特定行政庁に仮使用するための申請がされたもの
- イ 消防法第17条の消防用設備等の増設、移設、取替え等の工事を行う防火対象物で、当該設備の機能を停止させるもの又は機能に著しく影響を及ぼすもの

【全体についての消防計画】

作成例「全体についての消防計画」を参考にして作成してください。

全体の消防計画に当たって留意すべき事項は、次のとおりです。

- (1) 防火対象物全体の統括管理という視点から構成すること。
- (2) 作成する全体の消防計画は、各防火管理者が作成する消防計画と整合を図ること。
- (3) 防火管理義務対象物の建築構造及び消防用設備等の設置状況並びに各事業所の個々の形態及びその特異性等を加味し、実態に即した全体についての消防計画を作成すること。
- (4) 各事業所間の役割分担を明確にすること